

# 全国地方議会サミット2022

## 多様な人材が参画できる町村議会をめざして ～ 全国町村議会議長会の取り組み～



全国町村議会議長会理事

沖縄県読谷村議会議長

伊波 篤

## 1 地方議会の位置付け及び権限の明確化

地方議会に対する住民の理解を深めるとともに、議会機能を明確化するため、地方公共団体の意思決定機関としての位置付け及び議会の権限を法律上規定すること。

## 2 地方議会議員の職務等の明確化

地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、地方議会議員は、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視、調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

## 3 議会招集日の変更

議会の招集については、災害などにより議員の応招が著しく困難な事由がある場合には、招集日の変更をできるようにすること。

## 4 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

## 5 兼業禁止の緩和

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されているため、個人も法人と同じ要件に緩和すること。

## 6 休暇・休職・復職制度の整備

サラリーマンや女性など多様な人材を確保するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

## 7 低額な議員報酬の改善

低額である町村議会議員の議員報酬を改善するため、町村に対する財政措置の充実等の環境整備を図ること。

## 8 意見書の積極的活用

地方議会の意見書については、調査・分析の上、積極的に国の政策立案に活用するとともに、その結果を公表すること。

## 9 議会のデジタル化への支援

「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、デジタル化音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継など議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。

## 10 地方議会議員に係る選挙制度の改正

国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、選挙権と被選挙権の格差をなくし、被選挙権年齢を引き下げること。

併せて、補欠選挙の対象拡大、統一地方選挙の再統一、町村議会議員に係る政治献金の寄附金控除の対象拡大について検討すること。

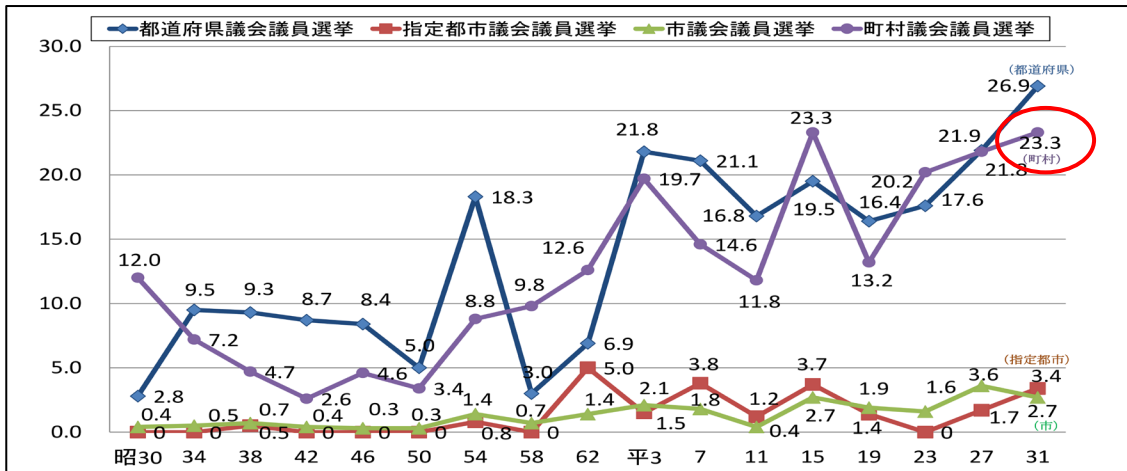
# 町村議会・町村議会議員の実態

## 町村議会議員の性別及び年齢構成

926町村：令和3年7月1日現在

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	
男性	9,520人 88.4%	21人 0.2%	185人 1.9%	683人 7.2%	1,177人 12.4%	3,857人 40.5%	3,359人 35.3%	238人 2.5%	65.1歳
女性	1,249人 11.6%	4人 0.3%	32人 2.6%	119人 9.5%	263人 21.1%	508人 40.7%	306人 24.5%	17人 1.4%	62.4歳
合計	10,769人 100%	25人 0.2%	217人 2.0%	802人 7.4%	1,440人 13.4%	4,365人 40.5%	3,665人 34.0%	255人 2.4%	64.8歳

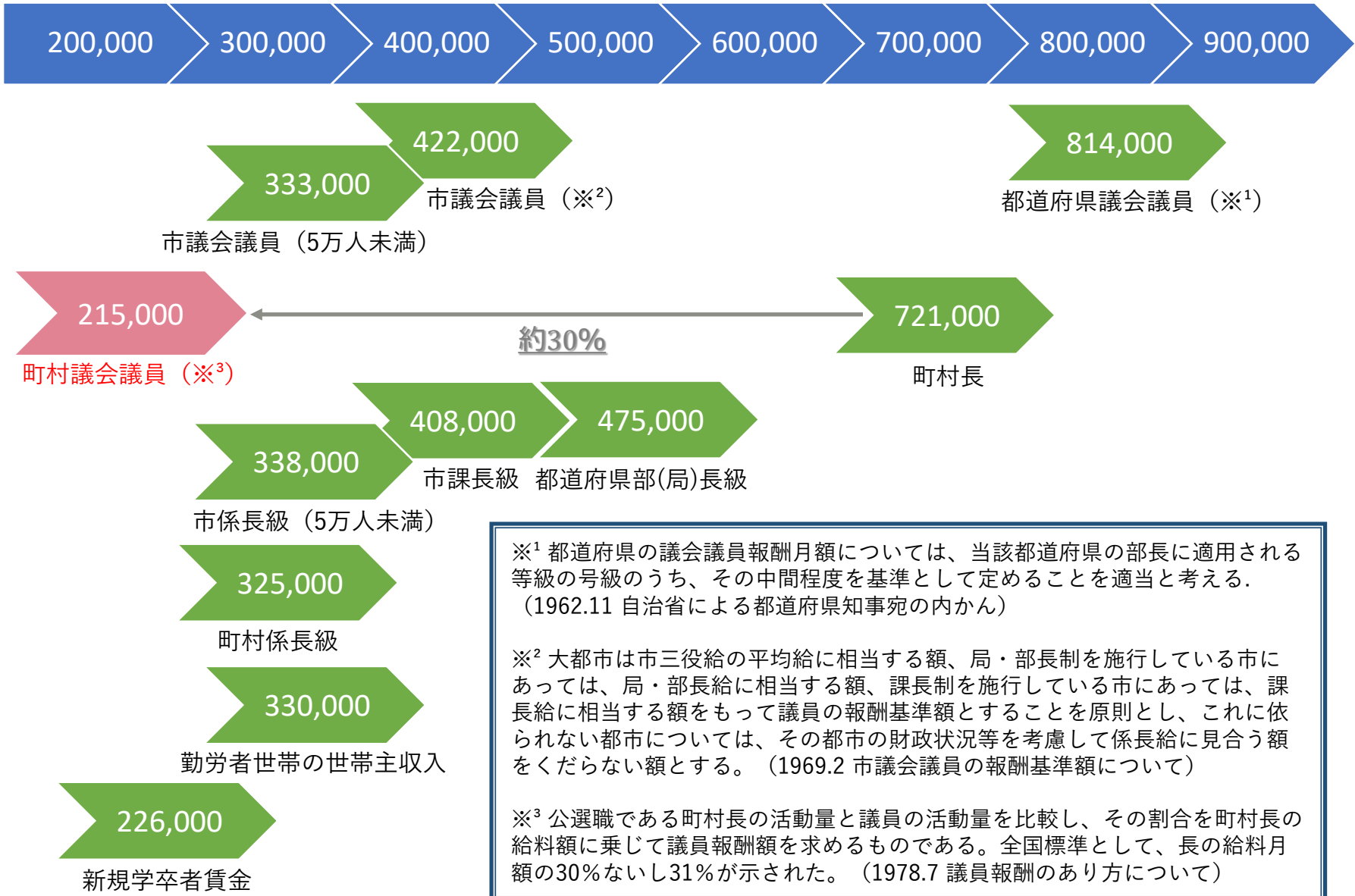
## 統一地方選挙における無投票当選の割合



## 平成31年統一地方選挙の概要

改選町村数：375団体（40.5%）  
 改選議員数：4,233人（39.7%）  
 立候補者数：4,775人  
 うち男性：4,198人（87.5%）  
 うち女性：577人（12.1%）  
 競争率：1.1倍  
 定員割れ：8町村

# 町村議会議員の議員報酬の実態



※¹ 都道府県の議会議員報酬月額については、当該都道府県の部長に適用される等級の号級のうち、その中間程度を基準として定めることを適当と考える。  
(1962.11 自治省による都道府県知事宛の内かん)

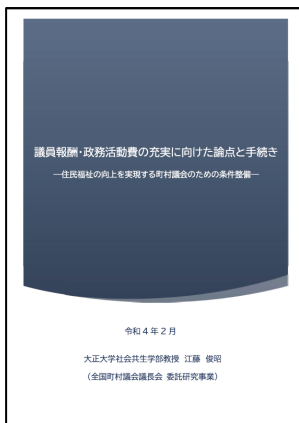
※² 大都市は市三役給の平均給に相当する額、局・部長制を施行している市にあっては、局・部長給に相当する額、課長制を施行している市にあっては、課長給に相当する額をもって議員の報酬基準額とすることを原則とし、これに依られない都市については、その都市の財政状況等を考慮して係長給に見合う額をくだらない額とする。(1969.2 市議会議員の報酬基準額について)

※³ 公選職である町村長の活動量と議員の活動量を比較し、その割合を町村長の給料額に乗じて議員報酬額を求めるものである。全国標準として、長の給料月額の30%ないし31%が示された。(1978.7 議員報酬のあり方について)

## 報告書の特徴

### <研究委託の目的>

○議員のなり手不足の原因の一つである町村議会議員の低額な議員報酬の充実に向けた議論を喚起するため



### <報告書の特徴>

- コロナ禍で停滞した議員報酬増額の議論の起点とするための理論武装
- 「普通の人」が議員になるための重要な条件が議員報酬であることを再確認
- 議員報酬を検討する上での考え方を整理
- 議員報酬を決める手続きを確認

## 第32次地方制度調査会答申の指摘

「議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある」

「議員の活動量と長の活動量を比較し、その割合を基に、住民と向き合い適正な水準について議論するなどの積極的な対応を講じている事例もある」

「地域の実情や議員の活動の状況、物価の動向等に応じ、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる」

## 報告書のポイント

### <新たな提案>

- 活動量だけではなく、取組内容や成果についても住民に示す「活動内容を踏まえた原価方式」を提起
- 議会改革の進行度に応じた原価方式の2つの型（改革先行型・改革意欲型）を提起
- 議会改革による議会・議員活動の「豊富化」により議員報酬の水準は上昇 → 議会活性化事例集を作成
- 原価方式の汎用化を目指し算定モデル（令和4年モデル）を提示 → 議員報酬シミュレーションシステムを構築
- 期待する報酬額に見合う活動量を例示

## 議員報酬

- 議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、議員報酬の水準を考える。（原価方式）
- 議会・議員の活動量について
  1. 議会改革（監視力・政策提言力の向上／地域・住民との連携強化）を進めれば活動量は増える。
  2. 単に活動量を増やすのではなく、その内容が問われる。
  3. 活動量とその内容を住民に示し理解を得ることが重要。
- 議会改革を（さらに）進め、その活動量と内容を住民に示し理解を得ることが、議員報酬の増額につながる。住民の理解がなにより大切。

## 政務活動費

- 政務活動費については、町村議会において、その活用が20%にとどまっている。政務活動費は、議会の監視力・政策提言力を高めるために有用であることから、その導入にあたっての留意事項等を、調査結果を踏まえ示している。

議会・議員の活動日数 \_\_\_\_\_ 日 (①+②+③の合計日数) × 首長の給料 \_\_\_\_\_ 円 = 議員報酬額 \_\_\_\_\_ 円  
 首長の職務遂行日数 305 日

○ 議会活動

① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣

ア 本会議	エ 議会運営員会	キ 委員派遣	
イ 常任委員会	オ 協議調整の場（全員協議会等）		
ウ 特別委員会	カ 議員派遣		_____ ① 日

② 法定外会議・住民との対話等

ア 法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）  
 イ 議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）  
 ウ 研修会への出席 エ 他の自治体からの視察受入れ対応 オ その他の議会活動 \_\_\_\_\_ ② 日

○ 議員活動

③ 日常の議員活動

ア 上記①・②に付随する活動  
 （議案の精読・作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）  
 イ 議員としての住民対話  
 （請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）  
 ウ 当該町村や各種団体主催の公的行事への出席  
 エ その他の議員活動 \_\_\_\_\_ 時間 ÷ 8 ÷ ③ 日

○ 首長の職務遂行日数 年間 365日 - 60日（土日、国民の祝日120日 ÷ 2） \_\_\_\_\_ 305 日

※ 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい。

## 議会・議員活動の豊富化（報告書抜粋）

### 議会・議員活動を豊富化する

地方分権改革の進展等によって議会改革が急速に展開している。それに伴い議会・議員の活動量が増加している。活動内容を踏まえた原価方式は、その時代に適合的な議員報酬を確定するために提案されている。

表3は、町村議会の議会改革の事例である。こうした改革を実践している議会は、それに適した議員報酬が不可欠である。**議会改革は、議会・議員の活動量に連動し、議員報酬の増額根拠になる。**表3は、その例示であり、議会・議員活動を豊富化するために活用してほしい。

表3 議会改革の事例

監視力・政策提言力アップ	議案審議の充実	議会基本条例の制定・運用、議決事件の追加、参考人の招致、専門的知見の活用、一般質問の充実、議員間の自由討議、議員派遣の充実、協議調整の場の積極活用、政務活動費の交付等
	会議活動日数の拡充	通年会期の導入（運用を含む）、休日・夜間議会等
	委員会審査の充実	委員会による政策提言、閉会中審査・所管（掌）事務調査の拡充、委員派遣の充実、常任委員会の複数所属、特別委員会の増設等
	議会活動の検証	議会白書、議会のあり方研究、調査報告書等の発刊等
	研修の充実	政策立案に係る専門的研修、議員の資質向上に係る研修
地域・住民との連携強化	住民との対話機会	議会報告会、出前議会、ワークショップ、住民懇談会等
	住民の議会への参画	公聴会、政策サポーター、議会モニター、議会アドバイザー等
	地域との連携強化	産官学との連携、各種団体との意見交換等
	啓発活動等	こども議会、女性議会、移住者議会、小中高生との対話、議会主催の講演会等
	広報広聴の充実	ホームページ・広報紙の充実、議会のデジタル化（オンラインの活用を含む）、広報モニターの活用等
その他	国等への要請	意見書の提出権の積極活用等
	防災・災害対策	議会BCP計画策定、議会災害対策マニュアルの作成等

- 議会・議員活動の豊富化により議員報酬の水準は上昇
- 議会改革の先駆的議会に適合した議員報酬額を採る
- 議会改革の全国展開させ、議員報酬の底上げを図る

## 「議会活性化事例集」の全国展開

全国町村議会議長会では別途「議会活性化事例集」を作成し、これと「報告書」の連動によって、議員報酬の見直しに向けた議論を全国展開する。

「議会活性化事例集」には、次の町村議会の議会改革の事例を掲載し、令和4年5月末に刊行予定。

### 議会のあり方を見直し、議会力をアップさせた議会

北海道栗山町議会、北海道芽室町議会、北海道白老町議会、愛知県幸田町議会、京都府精華町議会、神奈川県山北町議会

### 監視機能・政策立案機能を高め、議会力をアップさせた議会

北海道福島町議会、宮城県柴田町議会、鳥取県琴浦町議会、徳島県那賀町議会、北海道別海町議会、新潟県阿賀町議会

### 住民参画を進め、議会力をアップさせた議会

北海道浦幌町議会、長野県飯綱町議会、宮城県蔵王町議会、長野県喬木村議会、長崎県小値賀町議会、山梨県昭和町議会、山形県庄内町議会

### 議会の見える化を図り、議会力をアップさせた議会

埼玉県寄居町議会、熊本県大津町議会、福島県磐梯町議会、岡山県美咲町議会、青森県六戸町議会、北海道鷹栖町議会

